

一般質問通告一覧表（12月定例会議）

令和5年12月12日開会

1. 工業団地の火災発生の影響や町内の空き家の状況について	11月20日に工業団地で起きた火災は近年経験がないほどの大きな火災となり、多くの消防職員や消防団員、また消防車両も13台出動し火災を確認してから約12時間後に鎮火となった。幸い被害者はいなかったようだが、近隣住民はもとより工業団地内の企業ではあまりにも大きな火災だったため延焼や自分の会社で同じことが起きたときにどうするか等心配する声が相次いだ。そこで以下の2点について伺う。 ① 全国放送でも今回の火災が報道され、今後の企業誘致活動に影響が少なからず出るのではと懸念しているが、どのように考えているか。 ② 今回の火災は使用されていないモデルハウス（空き家）からの出火だったが工業団地も含め町内に数多くある管理されていない物件に対して町・警察・消防署でそういった建物等の情報共有はどの程度されているのか。	8 番 斉 藤 隆 浩
2. 畑地化促進事業に伴う今後の展望について	昭和46年から50年以上続いた米の生産調整による交付金であるが、令和8年までに水田活用直接支払交付金の厳格化が決定された。その中で畑地化促進事業として水田として使用しない、いわゆる水を張らない水田については転作した場合に交付金がもらえる交付対象水田から、転作しても交付金の対象から外れる交付対象外水田へと切り替わり、地目が田でも現況が田と畑に分かれることになる。そこで以下の2点について伺う。 ① 畑地化支援の支援金により一時的に農家所得は増えるが、栽培形態によってはその後急激な収入の減少が予想される。資材高や高齢化等農業の取り巻く状況が厳しくなる中、農業が基幹産業であり水田地帯でもある栗山町として農業の将来展望は。 ② 交付対象外水田には多くの圃場で用排水路や農道等の施設維持のため水利費の支払いがいつてくる。国から一部水利費の補填はあるが全く水利費がかからない畑と比べて多少なりとも	

	交付対象外水田で営農する生産者の負担が大きくなる。近隣の市町村と比べてもやや農地価格が低い栗山町で交付対象外水田の発生によって更なる農地価格の低下が危惧される。栗山町としての対応策は。	8 番 斉 藤 隆 浩
--	---	------------------------

1. 住民の自殺防止に関わる対策について	町政執行方針の5つの基本目標2点目「安らぎ満ちたまち」及び今年度の「第7次総合計画」に沿った主要施策概要の第3番目「健幸で生きがいを感じるふるさとづくり」の項目で「すべての町民が心身ともに健やかに、生きがいを持って暮らす事が出来るよう、医療・保健・福祉・介護サービスの一層の充実を図る」とあります。 今般の新型コロナウイルス感染症による経済停滞、ウクライナ紛争を起因とするエネルギー価格及び物価上昇を始め、出口の見えない賃金の停滞化がさらに続く事を要因として令和2年度から国全体での自殺者の増加傾向が視られる(別添資料)。これらの状況を鑑みると、今以上に、5年後、10年後の自殺者を増やさないために、本町においても、追い詰められた住民を出さぬ様、次の2点について町長の考えを伺う。 ①自殺予防策として、現段階で町の取組として行っている事は。 ②本年策定中の第2期栗山町健康増進計画等において、自殺予防策強化の今後の取組展開として、どのような対策を考えているか。	5 番 堀 文 彦
2. 時代背景の変化に対応した町条例の改正について	国の法案、町の条例について、時代背景の変化とともに条例自体を適宜見直す必要があると考えております。本町の条例についても同様に、時代の変化に追いついていない条例について、改正を求めたいと考えます。 次に挙げる点の条例案について、改正が必要と考えるが町としての考えを伺う。 ①平成26年4月1日施行「栗山町高齢者地域支え合い活動推進条例」の趣旨については充分賛同できるが、第7条の3項中「当該者から同意を得ることなくこれを行う事が出来る。ただし、規則で定めるところにより、当該者から不同意の申出があった場合は、当該者に係る情報の提供は行わない。」の部分個人情報保護の観点及び、時代背景の変化等から「当該者から承諾を得た場合について、情報の提供を行う」としてはどうか。 ②町職員の宿泊を伴う出張について、現在「職員等の旅費規程に関する条例」では宿泊費の上	

3. 予防接種の無償化 及び町外接種での手 続き簡略化について	限が季節によって道内が１０，０００円程度、道外が１３，０００円程度となっている。コロナ明けのインバウンドの復活などから、一泊の最低宿泊金額が２５，０００円となる時期もある。この場合、宿泊費の半分以上が自費負担となってしまう。これらの状況を鑑みると、時代の流れに合わせて宿泊費の上限を１８，０００円～２０，０００円に引き上げる必要があると考えるが、町としての見解を伺う。 町政執行方針の２点目「安らぎ満ちたまち」及び今年度の「第７次総合計画」に沿った主要施策概要の第３番目「健幸で生きがいを感じるふるさとづくり」の項目で「すべての町民が心身ともに健やかに、生きがいを持って暮らす事が出来るよう、医療・保健・福祉・介護サービスの一層の充実を図る」とあります。 今後、町民の健康維持推進のためには、様々な予防接種に対する行政の支援が必要と考えます。これらの予防接種について、次の２点伺う。 ①発病の防止、病状の軽減、まん延を防止し、町民の健康維持推進のため、すべての予防接種を原則、無償化に出来ないか。 ②これらの予防接種について、町外で接種を受ける際の補助について、町民の手続きが現在とても煩雑である。町外で接種を受けた場合の補助申請は、領収書の提出をもって受け付ける事で、簡略化され则认为るが、いかがか。	5 番 堀 文 彦
--	--	----------------------

1. マイナンバーカードの栗山町での保有枚数と利便性について	総務省のホームページによると、全国のマイナンバーカードの保有枚数（死亡や有効期限切れにより廃止されたカードの枚数を除いた数）は10月31日時点で9,115万1,168枚で、人口に対する保有枚数率は72.7%であると報じられています。町村レベルの保有枚数率は73.8%で、栗山町は保有枚数7,896枚、71.1%の保有枚数率となっています。 マイナンバーカードが普及することで顔写真付きの身分証明書、行政手続きの電子申請、各種証明書のコンビニ交付など住民にとってメリットは多くあると思います。 そこで次の点についてお伺いします ① 今後、保有枚数率向上の取り組みはあるのか。 ② 住民票や印鑑証明書などのコンビニ交付はいつ頃を目指しているのか。 ③ コンビニ交付できる証明書の範囲は、どこまでを目指しているのか。 ④ マイナンバーカードの安全性についてはいかがが。	
2. フィロソフィの策定による人材育成について	宮崎県都城市では、人材育成のために『都城フィロソフィ』を策定し、職員の実践と、それによる組織活性化を図ることで、市民の幸福と市の発展を目指しているそうです。フィロソフィの30項目に及ぶテーマと、その解説が市のホームページにも掲載され市民にも公開されています。もともと、京セラ創業者の稲盛和夫氏が民間企業で策定していた人材育成の基本となるフィロソフィを自治体で初めて取り入れた取り組みで、これを実践することにより日本一の職員、日本一の市役所と地元市民から評価されることを目指しているとあります。栗山町でも人事評価制度を運用するにあたり、「フィロソフィ」を策定し人材育成の指針となるようなものが必要ではないかと考えます。「公務員の心のリカレント教育」・「心のリスキリング」として機能させることができるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。	6 番 鈴 木 千 逸

1. 栗山町公共施設等総合管理計画について	栗山町の公共施設等総合管理計画は一昨年の令和3年度に改訂され、公共施設の長寿命化対策等により40年間で約300億円の経費削減になる試算である。以前にも一般質問を行っているが、各施設の個別計画では修理・修繕を前提に維持・存続の長寿命化計画となっており、現実を考えると疑問点も多い。 今後の栗山町における人口動態や産業動向を考慮すると、病院やごみ処理施設稼働における支援政策や都市再生整備計画事業の推進などの重点政策でも大きく予算を活用する事業が多く、すべての施設の存続は困難に思えてならない。 そこで、次の3点に対して町長の考えを伺う。 ① 公共施設等総合管理計画が進行中であるが、現時点で見直すべき点は考えられないのか。 ② 存廃の基準や目安についてお考えはあるのか。 ③ 仮に公共施設を存廃する場合、手続きや住民説明等どのような手順で行うのか。	1 番 齊 藤 義 崇
------------------------------	---	------------------------

1. 指定管理者制度の現状と課題及び今後の展望について	平成15年における地方自治法の改正により導入された指定管理者制度は、民間の力を「公の施設」の管理に生かし住民サービスの向上を図るとともに、施設管理に携わる職員削減など行政コストの削減を図ることを目的としており、栗山町においても平成20年度に制度導入以来15年の実績を重ねている。 現在まで、社会教育施設、社会体育施設を中心に多くの公共施設が民間事業者等によって管理運営がなされてきたところだが、時代の経過とともに様々な面で運営環境の変化がみられるのも事実であり改めて指定管理のあり方や改善点などのあぶり出しが必要ではないかと考える。 議会においては本年9月に指定管理者との一般会議を開催し、指定を受ける側から見た現在の問題点や要望事項についての意見交換を行ったところである。 その場で向けられた事項を要約すると、 ・ 燃油や電気料金等の変動によるコスト変化に対する対応 ・ 人件費の変動によるコスト変化に対する対応 ・ 備品や既存設備の修繕における費用分担の在り方 ・ 指定管理者の努力による収支改善が次期委託料の削減に繋がること ・ 図書館やいきいき交流プラザ等、強い公共性のある事業を展開していくことに関して運営主体が指定管理でいいのかというジレンマ ということであった。 一方、行政側にも現在の枠組みや運営状況についての問題点やそれに伴う改善点という視点があると思うが、改めて今回指定管理者から出された事項に対する考え方と、民間の力の活用及び経費の削減という本来の目的に照らして現在行政が認識している指定管理者制度の問題点とそれを踏まえた今後の展望について伺う。	10番 藤 本 光 行
------------------------------------	--	------------------------

1. 男女賃金格差是正、非正規公務員処遇改善を	令和2年4月の地方公務員法改定により、それまでの臨時、嘱託職員等とされていた非正規公務員を「会計年度任用職員」とし、任用期間の契約更新は2回とした。行政改革で正規職員が減少し、自治体の非正規職員が増え、非正規職員が業務を支える存在となっている。本町の令和5年度当初予算では、職員135人（前年度129人）、会計年度任用職員99人（前年度80人）である。 正規と同じフルタイム（週38時間45分）で働く職員は6人のみで、パートタイムが圧倒的に多い。 総務省労働力調査によると、日本の令和4年の非正規雇用者数は2,101万人で雇用者全体の36.9%を占め、この20年間で約1.5倍に増加。非正規雇用労働者の賃金は正社員の約67%で平均年収は198万円。賃金の「官製ワーキングプア」を生んでいる。また、非正規雇用の7割が女性で男女賃金格差の要因にもなっている。公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）の渡辺百合子代表は「非正規職員は単なる補助業務ではなく、自治体の基幹業務にも関わっており欠かせない。不安定な雇用を見直す必要がある」と述べている。福祉や教育等に携わる非正規労働者が専門性を生かし、雇い止めの心配なく安心して働き続けられるよう、望む人は正規化する仕組みを作るなど非正規ワーカー待遇改善を図るべきと思うが見解を伺う。	3 番 重 山 雅 世
2. 小中学校に生理用品設置を	今年度からすべての道立高校でトイレに生理用品を置くことがスタートした。道教委は454人の生徒からアンケートの回答があり、「学校で生理用品が手元になくて困った経験がある」が351人、77.3%。「友達に借りた、譲ってもらった」が80.3%「トイレットペーパー等で代用」が48.7%。「交換せず我慢した」が27.9%と答え、「急に生理がきて困ることが多くあり、設置されたら嬉しい」「生理用品が置いてあると安心して学校に行ける」という声のほか、利用した生徒は172人で37.7%、そのすべての生徒がまた利用したいと回答していた。道内では帯広市・旭川市・苫小牧市・芽室町等が設置を開始している。 女性にとっては生理用品もトイレットペーパーと同じように日常的に使うもので、子供たちが心身ともに安心して学校生活を送るために本町でも設置してはどうか。また、生理と月経前症候群（PMS）の理解を深めることに繋がると思うが見解を伺う。	